

- ◇ この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○**菌浦委員長** 質疑の申出がありますので、順次これを許します。階猛君。

○**階委員** おはようございます。本日は、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。立憲民主党の階猛です。

今回の税制改正で、国税分で百八十億円ぐらい平年度で新たな税負担が生じるというふうに伺っております。

財務省は、國民に税負担をお願いする以上は、税を使うに当たって適正かつ厳格な手続を経ること、それから正当性と合理性のある理由が備わっていることが必要ではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○**鈴木国務大臣** そのとおりであると思っております。

○**階委員** それでは、果たして財務省自身が税を使う上で適正かつ厳格な手続を経ているのか、それから正当性と合理性のある理由が備わっているのかをもつて意思決定を合理的に反していると私は考えます。

この点について、同じ日の大臣の答弁は、一ページ目に戻つていただくと下段の方に書いてあります。大臣がおっしゃるには、法務省との協議の際に用いた被告第四準備書面に請求認諾の理由が書いてあるので、これをもつて意思決定を合理的に跡づけ、検証できるということをお答えになつた

のか、この点について確認させていただきたいと思います。

これは予算委員会でも取り上げていますけれども、佐川元国税庁長官の公文書改ざんの指示が原因となって自殺した赤木俊夫さんの御夫人が起因と認諾して国民の税金から一億一千万円も払いながら、佐川氏には国賠法上の求償権を行使しない、この判断を厳しく検証する必要があると思っていました。

まず第一に、手続の点。

十四日の予算委員会で

理財局長は、請求認諾という判断をする際、法務省と協議をしたけれども、協議そのものの内容を記録した書面を作っていないという答弁をされました。これは皆さんにお配りしている資料の一ページ目の上段の辺りに書いてあります。

このことは、同じ資料の四ページ目、御覽になつてください。これは公文書改ざんの問題を受けて、現在、財務省が職員向けに行つている研修の資料から抜粋したもので、一番上に書いていますけれども、「意思決定過程や事務・事業の実績を合理的に跡づけること」が書いてあります。これは公文書改ざんの問題を受けて、現在、財務省が職員向けに行つている研修の資料から抜粋したもので、一番上に書いていますけれども、「意思決定過程や事務・事業の実績を合理的に跡づけること」が書いてあります。

○**階委員** 今大臣、一ページ目の下段の前回の答弁をなぞるようなことをお答えいただいたんですねけれども、いいですか、法案の審議になぞらえて考えますと、法務省との協議の場に持つていつた文書というのは法案みたいなものですよ。その法案を基に協議を、審議をするわけじゃないですか、委員会でも。審議をして最終的に法案が成立するわけですよ。だとすると、今大臣がおっしゃったのは、あたかも、法案だけ文書があれば審議の記

ていますが、全く的外れだと思います。この書面は、局長も答弁したとおり、財務省が法務省との協議の場に持つていつたものであつて、これは協議の前提となる資料です。協議でのやり取りを記載したものではありません。

改めて伺いますが、協議でのやり取りを記載した書面を作成していなかつたことは極めて問題だと考えますが、大臣、いかがでしようか。

○**鈴木国務大臣** この点につきましては、先ほど、ただいま階先生から御指摘のありますとおり、さきの予算委員会でお答えをしたとおりでございます。

私どもといたしまして、訴訟において国の損害賠償義務を認めるに当たりまして、御質問にございました被告国第四準備書面にて法務省と協議を行つていただものと承知をしております。認諾に至つた詳細な理由につきましても記載がされているところでございます。当該準備書面やその提出に係る決裁文書をもつて財務省における意思決定過程や事務及び事業の実績を合理的に跡づけているものとを考えているところでございます。

○**階委員** 今大臣、一ページ目の下段の前回の答弁をなぞるようなことをお答えいただいたんですねけれども、いいですか、法案の審議になぞらえて考えますと、法務省との協議の場に持つていつた文書というのは法案みたいなものですよ。その法案を基に協議を、審議をするわけじゃないですか、委員会でも。審議をして最終的に法案が成立するわけですよ。だとすると、今大臣がおっしゃったのは、あたかも、法案だけ文書があれば審議の記

録は要らないと言つているようなもんですよ。おかしいじゃないですか。審議の過程が大事なんでしょうか。それを文書にしなかつたら、何のための研修で言つていることなんですか。研修にちゃんと書いているじゃないですか。意思決定過程を合理的に跡づけ、検証できるよう文書を作成しろと言つてているわけですよ。前提となる文書を作ればいいというものではないと思います。まさに議論の過程を記録しないとちゃんとやつたことにならないでしょう。おかしいですよ、大臣。官僚の言うことをそのままのみにしないで、常識で答えてください。大臣のおつしやつていることは、国会での議事録は要らないと言つてているに等しいですよ。お答えください。

○鈴木国務大臣 訴訟において国の損害賠償義務を認めるに当たっては、被告国第四準備書面にて法務省と協議を行つたものでございます。

それで、法務省との協議でございますが、これは正式な会合でなくして、被告国第四準備書面を作成する過程で、両省の担当者間で隨時相談をしていたものであります。したがつて、法務省との協議の過程及び内容については結論のものとして当該書面に表れているもの、そのように考えております。

○階委員 全く納得できませんね。そもそも、そんないいかげんな協議で意思決定すること自体というのがおかしいですよ。加えて、資料の五ページ目を御覧になつてください。これは、上方に国家公務員制度改革基本法九条三号というところに色塗りをしていますけ

れども、「国家賠償法に基づく求償権について、適正かつ厳格な行使の徹底を図るための措置を講ずること。」というふうにあります。これを受けた政府の決定が下の方にあります。一番下に「求償権の適正かつ厳格な行使」という見出しがあります。前段の方では、「各府省において、国家賠償法の求償に係る規定について関係職員に周知するとともに、求償権の存否を判断する体制、手続等を明確にする」というふうに書かれていましたけれども、これも前回、予算委員会でのやり取りで、全くなされていないということが理財局長は答弁されました。

このような状態で求償権の存否を判断する、それがふさわしいと言えるんでしょうか。そもそも、判断する前提となる体制が整つていないと思うんですが、いかがでしょうか。

○鈴木国務大臣 階先生から、国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の全体像についての中の指摘を、今御質問をいただいたところでございますが、そうした御指摘の点につきましては、各省庁において適切に対応を図るべきものと思っております。

そして、その上で、私ども財務省におきましては、まず、求償に係る規定について職員に対し周知するといったことは行つておりませんが、大臣官房等における関係職員においてはこの規定も把握した上で業務を行つておるものと承知をしております。その上で、周知の在り方につきましては、今後も検討の上、これに努めてまいりたいと思つております。

○階委員 改善点どころか、大きな不備があつたわけですよ。不備がある中で、こんな求償権の行使、見送るという判断をしたことが問題だと言っています。

もう一つ、手続的な大きな問題。これは、さつ

れども、「国家賠償法に基づく求償権について、適正かつ厳格な行使の徹底を図るための措置を講ずること。」というふうにあります。これを受けた政府の決定が下の方にあります。一番下に「求償権の適正かつ厳格な行使」という見出しがあります。前段の方では、「各府省において、国家賠償法の求償に係る規定について関係職員に周知するとともに、求償権の存否を判断する体制、手続等を明確にする」というふうに書かれていましたけれども、これも前回、予算委員会でのやり取りで、全くなされていないということが理財局長は答弁されました。

○鈴木国務大臣 求償権の存否を判断する体制でありますとか手続等について財務省として文書として形にしたものはない、そういうふうに承知をしております。

その上で、決定に反するか否かについて財務省としてお答えすることは困難なところもございますが、財務省においては、訴訟を担当する部局において、必要に応じ大臣官房等の関係部局と協議の上、組織として求償権の存否を判断することが通例であります。そのような形で対応をさせていただいたということです。

いずれにしても、改善点があればそれをしっかりと改善をしていかなければならぬ、そのように思っております。

○階委員 改善点どころか、大きな不備があつたわけですよ。不備がある中で、こんな求償権の行使、見送るという判断をしたことが問題だと言っています。

また、求償権の存否については、訴訟を担当する部局において、必要に応じ大臣官房等の関係部局と協議の上、組織として判断することが通例であります。今後もこのように対応をさせていただきたいと思っています。



のほかには文書はないということを聞いておりま  
す。

○階委員 さつきも言つたように、桁違いの求償  
権を行使しないという判断なんですよ。税金の使  
い方、これでいいのかということをもつと真摯に  
検討すべきじゃないですか。そもそも、文書がな  
いという、それも素直に受け止められないんです  
けれどもね、過去に前例、前科があるので、皆さ  
んがやつたことは。

私は、財務大臣はそういつたことには絡んでい  
ないで期待しているんです。鈴木財務大臣しか  
この財務省の体質を変えられる人はいないから、  
今日は厳しくお尋ねしているんです。財務大臣の  
判断でこれは変えられます。協議の内容を文書と  
して出してください。お願いします。

○鈴木国務大臣 出せるものがあればということ  
でございますが、私の聞いているところによりま  
すと、この第四準備書面、それとそれに係る決裁  
文書のほかには文書はないということを聞いてお  
ります。

○階委員 驚くべき話で、こうした大事なことを  
文書に残さないで、さつき言つた研修の趣旨はど  
こに守られているんですかね。おかしいじゃない  
ですか。仮作つて魂入れずとはこのことですよ。  
何にも改まつていらないじゃないですか、財務省の  
体質は。

私は、財務大臣に厳しく指導していただきたい。  
鈴木財務大臣しかいないんですよ、この体質を改  
められるのは。私は、鈴木財務大臣に期待してい  
るんです。お人柄も尊敬しているんです。鈴木財

務大臣だからこそこれほど厳しく言うんです。お  
願いしますよ。こんないいかげんなやり方では、  
第二、第三の赤木事件が起きますよ。ちゃんとや  
つてください。

大臣、こんないいかげんな手続で求償権を行使  
しないなんて言われたくないですね。これは手続  
的に大きな問題があります。求償権の行使をしな  
いという判断をもう一遍見直す、これを約束して  
いただけませんか。

○鈴木国務大臣 財務省の体質とかあるいは文書  
管理の在り方にについて、階先生から大変厳しい御  
指摘がございました。

財務省の風土を変える、また体質を変えること  
につきましては、今秋池参与の下で一連の検証が  
行われまして、さらに、こうしたことの取組を継  
続させていきたい、深化させていきたいと思いま  
す。

そして、不備のある点あるいは改善すべき点に  
ついては、私としてもしっかりと改善をするよう  
にしていきたいと思います。

○階委員 時間が参りましたので、この続きはあ  
したの分科会でやります。  
ありがとうございました。